

公道を走行するカートの安全対策について

事故状況について

昨年度、公道カートの運転者が負傷した人身事故(2当事故)が2件発生。
出会い頭や追突による軽傷事故であった。

具体的な主な論点

- 車高が低く、周りの車両からの視認性が極めて劣ることから、視認性向上対策が必要ではないか。
- 車外放出防止等の乗員保護の観点からシートベルトの設置が必要ではないか。
- タイヤ等がむき出しの構造となっていることは、他の車両や歩行者等と接触した場合に危険であり、カバーを付ける等の対策が必要ではないか。

四輪原動機付自転車の安全対策の方向性

周りの車両からの視認性の向上を図るとともに、乗員の保護や他の交通との接触等による事故防止の観点から車両構造の安全性を向上させる。具体的な安全対策は、以下のとおり。

(1) 他の車両からの視認性の向上対策

①被視認性向上部品の設置義務化

→ 地上から1mの高さにおいて、前後、左右方向から見ても一定程度の面積が視認できる構造となっていること

②夜間被視認性向上灯火器の義務化

→ 尾灯を構造物の最大高さ付近に取付けること

(2) 乗員保護に関する安全性向上対策

①座席ベルトの装備義務化

→ 2点式又は3点式座席ベルトを装備すること。ただし、一定期日以降の新車については、3点式座席ベルトを装備すること

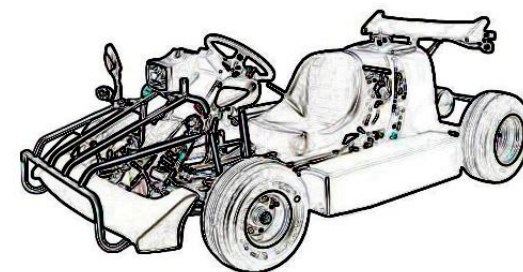
②頭部後傾抑止装置の装備義務化

→ 頭部後傾抑止装置(ヘッドレスト)を装備すること

③かじ取り衝撃吸収構造の義務化(衝突時の保護)

→ 前面衝突時の乗員保護対策として、かじ取り装置が衝撃を吸収する構造となっていること

対策前の車両イメージ

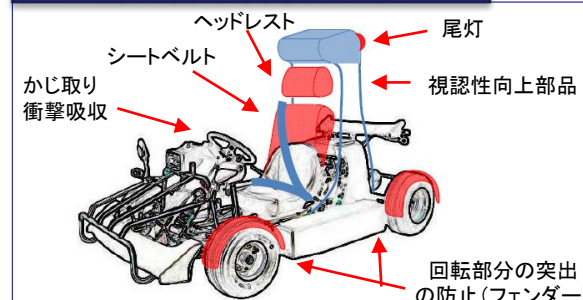


(3) その他の安全性向上対策

①回転部分の突出を禁止

→ 他の交通の妨げとならないよう、車体からタイヤが突出しない構造(フェンダーの取付)となっていること

対策後の車両イメージ



※(1)①及び②並びに(2)①については、使用過程車へも適用(遡及適用)することとする。

また、今後、公道カートによる死亡・重傷事故が多発する場合などには(2)②・③及び(3)の遡及適用や衝突試験の義務付け等を、改めて検討することとする。

今後のスケジュール

パブコメ等の所要の手続きを経て、年度内に道路運送車両の保安基準を改正予定